

第3回助成対象期間の差止請求訴訟の概要

京都消費者契約ネットワーク

1 概要

平成30年7月、適格消費者団体である京都消費者契約ネットワーク（KCCN）は、一般社団法人京都高齢者支援協会（以下「被告」という。）に対し、被告の使用する入会金徴収条項及び不返還条項が、消費者契約法10条に違反して無効であるとして、これら条項の使用差止等を求める訴訟を、京都地方裁判所に提起した。

2 請求の概要

(1) 被告の事業

介護保険施設等が、入所を希望する者に対して、身元保証人等を求めることがあるが、身寄りのない高齢者の場合、被告のように事業として身元保証を行っている業者に身元保証を求めざるを得ない現実がある。被告の運営する「かたつむりトラスト」に入会すれば、被告は、そのような高齢者に対し、身元保証支援をはじめ、金銭管理支援や死後事務支援等を行うこととなっている。

(2) 被告の約款

被告の旧約款では、消費者は被告に入会金72万円を支払わなければならないと定められていた。これは解約の理由にかかわらず返金されないと定められていた。

当団体は、この約款は、消費者契約法10条に違反するとして、訴訟外での差止請求をした。これを受けて被告は、旧約款を改定し、入会金の内訳を示し、一部については一定の条件の下、解約時に返金するようにした（新約款）。

しかし、新約款で示された入会金の内訳は、旧約款において何の内実もなく、かつ、何の説明もされていなかった入会金について、当団体からの差止請求を契機とする後付けしたものに過ぎず、旧約款とその内容に変わりはなく、以前と同様に何らの内実のないままである。従って、新約款は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効であると当団体は主張している。

3 現状

現在までに2回期日が終了している。被告が詳細な反論を準備している状況であり、本訴訟はしばらく継続する見込みである。

以上